

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案  
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案  
国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

- 人事院は平成29年8月8日、一般職の国家公務員の給与改定について、国会及び内閣に対し勧告
- 政府は、人事院勧告どおりの実施を閣議決定

1 月例給の改定【平成29年4月から改定】

俸給表を400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）  
（初任給については1,000円、若年層についても同程度の引上げ）  
※ 指定職職員（本省の部長、審議官級以上）については改定なし

2 特別給（ボーナス）の改定【平成29年12月期から改定】

一般の職員 年間4.30月分 → 4.40月分（0.10月分引上げ）  
指定職職員 年間3.25月分 → 3.30月分（0.05月分引上げ）

3 その他【平成30年4月に実施】

平成27年1月に抑制された昇給を、若年層を中心に1号俸回復

4 施行期日 公布の日（一部の規定は平成30年4月1日）

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の概要

- 一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与を改定

1 月例給の改定【平成29年4月から改定】

秘書官の俸給月額を、一般職の一般の職員に準じて、400円の引上げを基本に改定  
※ 内閣総理大臣等の俸給月額については、改定なし

2 特別給（ボーナス）の改定【平成29年12月期から改定】

内閣総理大臣等の特別給を、一般職の指定職職員に準じて改定  
年間3.25月分 → 3.30月分（0.05月分引上げ）  
※ 秘書官の特別給は、一般職の一般の職員の例によることとされている  
年間4.30月分 → 4.40月分（0.10月分引上げ）

3 施行期日 公布の日（一部の規定は平成30年4月1日）

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案の概要

- 国家公務員の退職給付<sup>(※)</sup>については、官民比較に基づき、概ね5年ごとに退職手当支給水準の見直しを行うことを通じて官民均衡を確保
- 人事院が行った官民比較調査の結果、平均78.1万円公務が民間を上回ることから、退職手当の支給水準を引下げ

1 退職手当の支給水準の引下げ ※ 退職給付：退職手当及び共済年金給付（使用者拠出分）  
官民均衡を図るために法律上設けられた「調整率」を、87/100から83.7/100に引き下げる

国家公務員の退職手当の額は、基本額に調整額を加えて算出。

基本額：退職日の俸給月額 × 勤続期間・退職理由別支給率 × 調整率

調整額：職責に応じた加算額

※ その他、基本額を算定基礎としている特別職職員等の調整額について、調整率改定の影響を与えないようにするため、所要の措置を講ずる

2 施行期日 平成30年1月1日